

第35回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日（月曜日）午後4時から午後4時半まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

会 長 神谷昌明

農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		

農地利用最適化推進委員

石川清勝	藤関弘之	永井是充
新美康弘	金原節子	加藤浩孝
下島良一	杉浦孝明	磯貝孝弘

4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2（1）議案について (24件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件 2件

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件 1件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について 21件

（2）報告事項について (20件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 16件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の件 1件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件 1件

報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 1件

6. 事務局・説明員

事務局長 杉浦英樹 次 長 伊藤博之 係 長 松井佑未子

主 査 梅木純一 主 事 石川修平

7. 議事とその結果

次 長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第35回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。11番委員から欠席の届け出がありました。よって、本日の出席委員は、農業委員10名・推進委員9名で、本会議は成立していますことをご報告いたします。※その後、本会議中に遅れて11番委員出席したため全員出席。 それでは、これより議事の審査に移ります。 これからの取り回しにつきましては、碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、「神谷 昌明」会長をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、5番委員、6番委員をお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 受付番号1925番 ◎◎町◎丁目◎◎番 田 396㎡はじめ3筆、1,060㎡につきまして □□町□丁目□□番地 □□□□さん から △△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 所有権設定の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は無償です。譲渡人は81歳と高齢であり、是非もらってほしいという理由での譲渡となっております。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が1,023㎡、畑が6,164㎡の計7,187㎡です。借入地は田が448㎡、畑が63,340㎡の計63,788㎡です。経営地は合計70,975㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴23年の△△さんと、51年の父、33年の母、11年の妻、17年の弟、14年の弟です。 通作距離は、車で4分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△さん 始め6人が300日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのこと。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

	5月11日に、11番委員と17番委員、事務局で、現場確認を実施しました。地図は、25ページ、26ページにあります。 続きまして、受付番号1926番です。 ◎◎町◎丁目◎◎番 現況畑 262㎡につきまして □□町□丁目□□番地 □□□□さん から △△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 所有権移転の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は無償です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲渡人の農地の経営面積及び労働力についてですが、自作地は畑が392㎡です。貸付地は田が2,156㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴5年の△△さんと50年の母です。 通作距離は徒歩で5分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんは300日、母が150日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。 5月12日に、神谷会長、5番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、27ページにあります。
会 長	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まずは受付番号1925番です。17番委員をお願いします。
17番委員	対象地である2筆とも農地として適正に管理されておりますので、問題ないと思われま。
会 長	ありがとうございました。続きまして受付番号1926番です。 私が事務局と共に現場確認を実施しましたので、現地調査の結果を報告します。現状果樹が植わっている状況で、草生えもなく問題ないと思われま。 続いて5番委員をお願いします。
5番委員	農地として適正に管理されていることを確認しました。問題ないと思われま。
会 長	ありがとうございました。 それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会 長	次に議案第 2 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2 ページをお開きください。 議案第 2 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件についてです。 受付番号 1 9 4 9 番 被相続人は□□町□丁目□□番地、□□□□さん。令和 7 年 8 月 1 9 日死亡です。 相続人は、△△町△丁目△△番地 △△△△さん、被相続人との続柄は子の妻です。 願い出地は、◎◎町◎丁目◎◎番、畑、9 1 2 m ² です。 事務局が申請者から事情を聞き取り、今後も引き続き農地として維持する意思があることを確認しております。 令和 8 年 5 月 7 日に、3 番委員、1 6 番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、2 8 ページにあります。
会 長	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。3 番委員をお願いします。
3 番委員	5 月 7 日に現場確認を実施しました。 みかんと柿が植えてある状況でしたが、下部の草生えがひどい状況でしたので、地区審査会までに是正するよう事務局経由で指導しました。 地区審査会前には是正した旨の報告をいただきましたので、再度現場確認を実施したところきれいに是正されておりました。よって問題ないと思われま
会 長	ありがとうございました。続いて 1 6 番委員をお願いします。
1 6 番委員	3 番委員と同じくきれいに是正されている状況を確認できました。 このきれいな状況を継続して続けていけるようにしていただければと思います。
会 長	ありがとうございました。 それでは、この件につきまして推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第 2 号は、原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第 3 号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	3 ページをお開きください。 議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。 中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。 案件は全て貸借権設定で、合計件数 2 1 件、合計面積 2 7, 6 5 6 m ² です。内訳は、田 1, 7 5 1 m ² 、畑 2 5, 9 0 5 m ² です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

 6 番委員の案件を先決します。

6 番委員 (退席)

会 長 6 番委員の案件は受付番号 1 9 3 7 番、1 9 3 8 番です。

 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

 6 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、6 番委員関連の受付番号 1 9 3 7 番、1 9 3 8 番は、原案のとおり決定しました。

6 番委員 (自席に戻る)

会 長 それでは、先決 2 件を除く 1 9 件について、質疑に入ります。

 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

 議案第 3 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 1 件

 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 1 6 件

 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による届出の件 1 件

 追加報告

 報告第 4 号 生産緑地あっせん願の件 1 件

 報告第 5 号 生産緑地あっせん不成立の件 1 件

 合計 2 0 件一括報告してください。

事務局 (報告)

会 長 ありがとうございました。

 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会 長 それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会 長 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第 1 1 条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会 長 無いようですので以上をもちまして、第 3 5 回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後 4 時 3 0 分閉会～

